

## 中小企業信用保険法 第2条第5項4号 認定条件・必要書類等について

### 【対象中小企業者】

1. 法人の本店登記場所（個人事業者は主たる事業所）が武雄市であること（個人事業者で、代表者住所が武雄市外で事業所住所が武雄市内の場合は可）
2. 令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、当該感染症の影響を受けた後、最近1ヶ月の売上高等が新型コロナウイルス感染症流行直前の同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が感染症発生直前の同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

### 【提出書類】

<input type="checkbox"/> 1 認定申請書
<input type="checkbox"/> 2 月別売上表 ※
<input type="checkbox"/> 3 月別売上表における最近1ヶ月及び令和2年新型コロナウイルス感染症発生直前の同月とその後2ヶ月の売上高が分かる資料（月別試算表、売上台帳、売上明細書、確定申告書等）
<input type="checkbox"/> 4 委任状（金融機関等による代理申請により提出する場合）

※月別売上表は、最近12カ月と新型コロナ感染症流行前の比較対象同月とその後2か月を含む12カ月のみの記載で可。

### 【注意事項・その他】

- 提出した書類は返却いたしませんのでご注意ください。
- 後日、書類の追加提出をお願いする場合があります。
- 書類の不足、その他の諸条件により認定が受けられない場合があります。
- 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会における金融上の審査があります。

【認定窓口・お問い合わせ先】 武雄市 商工観光課  
〒843-8639 武雄市武雄町昭和12-10 武雄市役所3F  
電話番号：0954-23-9237 FAX：0954-23-3816